

岩沼市企業立地促進条例の一部を改正する条例

岩沼市企業立地促進条例（平成 2 8 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ウ中「、卸売業」を「又は卸売業」に改め、「又は不動産業、物品賃貸業」を削り、同号エを削り、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同条第 3 号中「仙塩広域都市計画で定める市街化区域内」を「指定地区内」に、「又は増設」を「、増設又は移設」に改め、同号アを次のように改める。

ア 新設 市外に事業所を有する企業者が指定地区内に事業所を設置し、又は市内に事業所を有する企業者が当該事業所と異なる業種の事業所を指定地区内に設置することをいう。

第 2 条第 3 号イ中「の敷地内において新たに事業所を」を「と同じ業種の事業所を指定地区内に」に改め、「（当該事業所の建替えを含む。）」を削り、同号イただし書中「建増しし」を「建て替えし、若しくは建て増しし」に改め、同号に次のように加える。

ウ 移設 市内に事業所を有する企業者が当該事業所を廃止し、指定地区内に事業所を設置することをいう。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 指定地区 空港西一丁目及び空港西二丁目（市が所有する土地に限る。）をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行日前に、事業の用に供するために用地を取得した企業者に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。